

レーザセンシング学会

若手奨励賞（廣野賞）選考規程

令和 2（2020）年 8月15日制定

（目 的）

第1条 本規程は、委員会に関する細則第8条第8項(2)に基づき、レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が主催するレーザセンシングシンポジウム（以下、「LSS」とする）において、若手研究者の研究を奨励するため、優秀な論文を発表した若手研究者を表彰する若手奨励賞（廣野賞）（以下、「本賞」という）の選考等について必要な事項を定める。

（対 象）

第2条 本賞は、LSSにおいて若手研究者が発表した論文を対象とする。

（対象者）

第3条 本賞は、LSS終了日における満年齢が35歳を越えない本会の正会員または学生会員を対象者とする。

（表彰件数）

第4条 本賞の表彰は、原則として毎回1名とする。

（選 考）

第5条 本賞は、表彰等審査委員会（以下、「委員会」という）が表彰者の選考を行う。

- 2 本賞は、以下の基準を満たした発表から委員会が選考する。
 - ・独創性や論理性など高い研究の質を有していること
 - ・技術開発等のレーザセンシング研究の発展に寄与する研究であること
 - ・当該研究に対して受賞対象者が十分に寄与していること
 - ・適切な説明や的確な質疑応答など、優れた発表であること
- 3 委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

（表 彰）

第6条 本賞の表彰は、LSSにおいて行う。

- 2 受賞者には、表彰状を授与し、賞金3万円を贈呈する。

（公 表）

第7条 本賞の公表は、本会ホームページにおいて行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2（2020）年 8月15日より施行する。

令和 2（2020）年 8月15日 制定・施行